

地方自治法第 252 条の 14 の規定により、一般廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止したので、告示する。

令和 2 年 9 月 30 日

下呂市長 山 内 登

令和 2 年下呂市告示第 198 号

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 委託を廃止した日 | 令和 2 年 9 月 30 日 |
| 2. 委託事務の範囲 | 下呂市小坂町門坂地区の一部及び岩崎地区の家庭から排出される一般廃棄物の処理に関する事務 |
| 3. 委託の方法 | 別紙「下呂市から高山市への一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約」に基づく委託 |
| 4. 委託の相手方 | 住 所 岐阜県高山市花岡町 2 丁目 18 番地
氏 名 高山市長 國島 芳明 |

下呂市から高山市への一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下呂市（以下「甲」という。）は、その事務として行う一般廃棄物の処理のうち、令和2年7月豪雨災害により甲の廃棄物処理施設への運搬が困難となった下呂市小坂町門坂地区の一部及び岩崎地区の家庭から排出されるものの収集、運搬、再生、処分等の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を高山市（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法等)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収入は、すべて乙に帰属する。

(委託事務に関する経費の負担等)

第3条 委託事務に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙が協議して定める。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第4条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等が制定、廃止又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和2年7月17日から施行する。